

J Aバンク投信ネットサービス利用規定の一部改正について

(2026年4月13日実施)

(下線部分が改正部分を示す。)

改 正	現 行
<p>J Aバンク投信ネットサービス利用規定</p> <p>第1条 (規定の趣旨) (省略)</p> <p>第2条 (本サービスの内容)</p> <p>お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 非課税口座の開設</p> <p>③</p> <p>～ (省略)</p> <p>⑧</p> <p>第3条 (法令等の遵守) (省略)</p> <p>第4条 (本サービスの利用の申込み)</p> <p>お客様は、次のすべてを満たしている場合、当会が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、第2条第1号に定める<u>投資信託口座の開設</u>はご利用いただけません。</p> <p>③</p> <p>～ (省略)</p> <p>⑤</p> <p>2 (省略)</p> <p>第5条 (設備等)</p> <p>～ (省略)</p> <p>第14条 (投資信託取引における目論見書等の記載事項の提供方法)</p> <p>第15条 (取引報告書等の電子交付)</p>	<p>J Aバンク投信ネットサービス利用規定</p> <p>第1条 (規定の趣旨) (省略)</p> <p>第2条 (本サービスの内容)</p> <p>お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 非課税口座の開設 <u>(廃止通知書に基づき開設する方法を除きます。)</u></p> <p>③</p> <p>～ (省略)</p> <p>⑧</p> <p>第3条 (法令等の遵守) (省略)</p> <p>第4条 (本サービスの利用の申込み)</p> <p>お客様は、次の<u>①から⑤の</u>すべてを満たしている場合、当会が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、第22条に定める<u>75歳到達時と同様に本サービスの一部が</u>ご利用いただけません。</p> <p>③</p> <p>～ (省略)</p> <p>⑤</p> <p>2 (省略)</p> <p>第5条 (設備等)</p> <p>～ (省略)</p> <p>第14条 (投資信託取引における目論見書等の記載事項の提供方法)</p> <p>第15条 (取引報告書等の電子交付)</p>

改 正	現 行
<p>取引報告書等について、お客様は、書面の郵送による交付方法に代えて、電子情報処理組織を使用して取引報告書等の交付を受ける方法（以下、「電子交付サービス」といいます。）に変更する申込みを本サービスにおいて行うことができます。また、電子交付サービスを書面の郵送による交付方法に変更する申込みを本サービスにおいて行うことができます。なお、上記の変更は本サービスにおいてのみ行うことができ、対面取引ではできません。</p>	<p>取引報告書等について、お客様は、書面の郵送による交付方法に代えて、電子情報処理組織を使用して取引報告書等の交付を受ける方法（以下、「電子交付サービス」といいます。）に変更する申込みを本サービスにおいて行うことができます。また、電子交付サービスを書面の郵送による交付方法に変更する申込みを本サービスにおいて行うことができます。なお、上記の変更は本サービスにおいてのみ行うことができ、対面取引ではできません。</p>
2 (省略)	2 (省略)
3 電子交付の方法は前条第2項で定める方法と同様とし、前項で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。	3 電子交付の方法は前条第2号で定める方法と同様とし、前号で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。
4 (省略)	4 (省略)
第16条 (取扱ファンド)	第16条 (取扱ファンド)
～ (省略)	～ (省略)
第21条 (受渡代金の受渡方法)	第21条 (受渡代金の受渡方法)
(削除)	<u>第22条 (75歳到達時)</u>
	<p><u>本サービスを利用されているお客様が満75歳に到達されたときは、それ以後本サービスを利用して行うことができる取引は、次に掲げるものに限り、その他の取引は、取扱店での対面取引となります。</u></p> <p><u>① 非課税口座の開設 (既に投資信託口座を開設済の場合とし、廃止通知書に基づき非課税口座を開設する方法を除きます。)</u></p> <p><u>② 投信つみたてサービスの契約廃止</u></p> <p><u>③ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更 (電子交付または郵送)</u></p> <p><u>④ 投信残高照会その他上記に付随するサービス</u></p>
第22条 (届出事項の変更等)	第23条 (届出事項の変更等)
(省略)	(省略)
第23条 (本サービスの停止)	第24条 (本サービスの停止)
(省略)	(省略)
第24条 (サービス内容の変更等)	第25条 (サービス内容の変更等)
(省略)	(省略)
<u>第25条 (取引の制限等)</u>	(追加)
<p><u>当会は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正</u></p>	

改 正	現 行
<p><u>当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第26条（本サービスの解約） <u>投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当した場合、もしくは次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。</u></p> <p>① ～（省略） ⑦</p> <p>第27条（免責事項） 当会は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。</p> <p>① ～（省略） ④ ⑤ <u>第三者によりJAサービスIDまたはパスワードが漏洩または不正使用された場合。ただし、当該漏洩または不正使用が当会の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。</u></p> <p>⑥ ～（省略） ⑦</p> <p>第28条（規程の変更） （省略） 第29条（合意管轄） （省略）</p>	<p>（追加）</p> <p>第26条（本サービスの解約） 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。</p> <p>① ～（省略） ⑦</p> <p>第27条（免責事項） 当会は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。</p> <p>① ～（省略） ④ ⑤ <u>お客様が本サービスの正規の操作手順を経ずに所定の手続きを行った場合。</u></p> <p>⑥ ～（省略） ⑦</p> <p>第28条（規程の変更）（省略） 第29条（合意管轄）（省略）</p>